

## 教育委員会 平成 24 年度 3 月臨時会会議録

○日 時 平成 25 年 3 月 12 日 (火) 14 時 30 分開会、14 時 43 分閉会

○場 所 鎌倉市役所 402 会議室

○出席委員 山田委員長、朝比奈委員、下平委員

○傍聴者 なし

○本日審議を行った案件

- 1 議案第 37 号 鎌倉市教育委員会委員長の選任について
- 2 議案第 38 号 鎌倉市教育委員会委員長職務代理者の指定について

**山田委員長**

定足数に達したので、委員会は成立した。これより 3 月臨時会を開会する。本日の議事についてはお手元に配布したとおりである。

本日の会議録署名委員を下平委員にお願いする。では、日程に従い議事を進める。

- 1 議案第 37 号 鎌倉市教育委員会委員長の選任について

**山田委員長**

日程の 1、議案第 37 号「鎌倉市教育委員会委員長の選任について」を議題とする。議案の説明をお願いする。

**教育部次長兼教育総務課長**

議案第 37 号「鎌倉市教育委員会委員長の選任について」提案理由の説明をする。議案集は 1 ページをご参照願いたい。現職の山田委員長は、平成 25 年 3 月 23 日をもって委員の任期が満了となり、委員長の任期も同時に終了となる。ついては、後任の委員長の選任をお願いするものである。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 12 条では、委員長の任期は 1 年、また、委員長は再選されることができると規定されている。新委員長の任期は平成 25 年 3 月 24 日から平成 26 年 3 月 23 日までの 1 年間となる。なお、この間、委員としての任期が終了する場合には、委員長としての任期も委員の任期終了の日までとなる。

### 山田委員長

ただいまの、事務局からの説明に対する質疑、または、議案に関する意見があればお願いする。

質問・意見

### 山田委員長

これまでの委員長としての数か月は無となるのか。

### 教育部次長兼教育総務課長

教育委員の任期は4年、委員長の任期は1年で、今まであまりなかったが、委員長の任期の途中で委員としての任期が満了となる、こういった場合には、委員の任期と同時に委員長の任期もそこで終了になるという法の規定がある。引き続き在任というよりも議会の議決がされているので、引き続き3月24日からまた委員におなりいただくのだが、その法の規定に基づいていったん委員長の任期も終わりということになるので、引き続き委員長の選任ということをお願いをするというのが議案の趣旨である。

### 下平委員

そうすると委員の任期が4年で、また今後4年間、今度は委員長の任期が3月23日までなので、4年間ずっと委員長になるのか。4年間続けていただくということができるのか。ここで足並みがそろうのでは。

### 教育部次長兼教育総務課長

基本的に今までは、委員長を2年間ずつお願いしているという経緯がある。特にどちらかに規程がされているということではないが、今まで1年間の任期を2回やっていた。

### 下平委員

今、委員長としての期間は何か月だったのか。

### 教育部長

10月からなので、6か月である。

### 下平委員

半年ということになる。

### 教育部長

今回、変則になる。任期は1年と法律で決まっている。ただし、再任は妨げない。たまたま鎌倉の場合は1回再任をしていただき、委員長は2期やるというのが慣例である。たまたま今回は任期満了となり、1年半になってしまった。

### 教育部次長兼教育総務課長

教育委員の場合は、いっぺんに皆が変わってしまうのを避けるために任期をばらしている。それぞれの委員が異なった任期となるようにしている。その関係もあって、委員長・職務代理者の任期との関係で若干ずれが出てしまうといういたしかたないことがある。

### 山田委員長

他になれば、質疑及び意見を打ち切らせていただく。  
それではこれより選任を行う。まず、選任の方法についてお諮りする。これまで、委員長の選任は指名推選で行ってきた。今回も指名推選ということによろしいか。

(異議なし)

### 山田委員長

それでは、指名推選で行うことにする。どなたか推選をお願いします。

### 下平委員

委員長は今務めている山田委員長に引き続きお願いしたい。

### 山田委員長

他にあるか。他になれば、引き続き私が委員長を務めさせていただくということによろしいか。

(異議なし)

### 山田委員長

異議がないので、私を鎌倉市教育委員会委員長に選任することを決定した。

## 2 議案第38号 鎌倉市教育委員会委員長職務代理者の指定について

### 山田委員長

日程の2、議案第38号「鎌倉市教育委員会委員長職務代理者の指定について」を議題と

する。議案の説明をお願いします。

#### **教育部次長兼教育総務課長**

議案第 38 号「鎌倉市教育委員会委員長職務代理者の指定について」提案理由の説明をする。議案集は 2 ページをご参照願いたい。委員長職務代理者は、委員長に事故があるとき、または委員長がかけたとき、委員長に代わりその職務を行うもので、教育委員会があらかじめ指定することとされている。今回、現職の山田委員長の委員としての任期が平成 25 年 3 月 23 日をもって満了となるため、改めて先ほど委員長の選任を行った。ついでには、委員長の選任に伴い、後任の委員長職務代理者の指定をお願いしますものである。委員長職務代理者の任期は、特に定めはないが、慣例により委員長の任期同様 1 年としている。したがって任期は平成 25 年 3 月 24 日から平成 26 年 3 月 23 日までの 1 年間となるが、この間、委員としての任期が終了する場合には、委員長職務代理者としての任期も委員の任期終了の日までとなる。

質問・意見

#### **下平委員**

朝比奈委員の任期はいつまでか。

#### **教育部長**

来年の 6 月である。

#### **教育部次長兼教育総務課長**

本来であればまだ任期としてはあるのでこのままいけば今年の 10 月、去年の 10 月に決めているので任期はまだあるが、今回委員長も改めて 3 月 24 日からとなるので、あわせたほうが先々都合が良いというところもあり、今回また職務代理者の指定ということで議案を提出させていただいた。委員長と違って定めがない。

#### **教育部長**

委員長の任期は 1 年であるので、委員長と委員長職務代理者の二人がずれていってしまわないようにするものである。

#### **下平委員**

ずれていってしまい、委員長職務代理者を務めていて委員長になれないということでは困る。

#### **教育部長**

職務代理者は定めがないので、この際同時に決めていこうということである。

#### **山田委員長**

他になれば、質疑及び意見を打ち切らせていただく。

これより選任を行う。まず選任の方法についてお諮りする。これまで職務代理者の指定については、指名推選で行ってきた。今回も指名推選ということによろしいか。

(異議なし)

#### **山田委員長**

異議がないので指名推選で行うこととする。どなたか推選をお願いする。

#### **下平委員**

引き続き朝比奈委員をお願いしたい。

#### **山田委員長**

他にあるか。他になれば、朝比奈委員を委員長職務代理者にすることに異議はないか。

(異議なし)

#### **山田委員長**

異議なしと認め、引き続き朝比奈委員を鎌倉市教育委員会委員長職務代理者に指定することを決定した。朝比奈委員、ひとことご挨拶をお願いしたい。

#### **朝比奈委員**

また心新たに務めさせていただきたいと思うので、よろしく願います。

以上で本日の日程はすべて終了した。3月臨時会を閉会する。